

静岡県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月27日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第67号

静岡県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

静岡県営住宅条例施行規則（平成9年静岡県規則第33号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|---|
| <p>(県営住宅及び共同施設の整備基準)</p> <p>第2条の2 (略)</p> <p><u>(障害の程度)</u></p> <p>第2条の3 条例第4条第2項第2号に規定する規則で定める障害の程度は、次の各号に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) <u>身体障害</u> 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度</p> <p>(2) <u>精神障害</u>（知的障害を除く。以下次条において同じ。）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度</p> <p>(3) <u>知的障害</u> 前号に規定する精神障害の程度に相当する程度</p> <p>2 条例第4条第2項第3号に規定する規則で定める障害の程度は、恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は別表第1号表ノ3の第1款症とする。</p> <p>第2条の4 条例第4条の3第1項第1号アに規定する規則で定める障害の程度は、次の各号に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 身体障害 <u>前条第1項第1号に規定する</u></p> | <p>(県営住宅及び共同施設の整備基準)</p> <p>第2条の2 (略)</p> <p><u>(障害の程度)</u></p> <p>第2条の3 条例第4条の3第1項第1号アに規定する規則で定める障害の程度は、次の各号に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 身体障害 <u>身体障害者福祉法施行規則</u></p> |

程度

(2) 精神障害 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級又は2級に該当する程度

(3) (略)

2 条例第4条の3第1項第1号イに規定する規則で定める障害の程度は、前条第2項に規定する程度とする。

(入居者の資格)

第2条の5 (略)

(請書)

第4条 (略)

2 前項の請書には、連帯保証人が条例第9条第1項各号のいずれかに該当するものであることを証明する書類並びに入居者及び連帯保証人(個人である場合に限る。)の印鑑登録証明書を添付しなければならない。

(入居の承継の承認)

第10条 (略)

2 (略)

3 第4条第2項の規定は、前項の規定による請書の提出について準用する。

(異動届)

第11条 (略)

2 入居者又は連帯保証人は、連帯保証人の住所、氏名又は電話番号に異動が生じたときは、様式第10号による連帯保証人住所等異動届に当該異動の事実を証明する書類を添えて知事に提出しなければならない。

(連帯保証人変更届)

第11条の2 入居者は、連帯保証人の死亡、保

(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度

(2) 精神障害 (知的障害を除く。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級又は2級に該当する程度

(3) (略)

2 条例第4条の3第1項第1号イに規定する規則で定める障害の程度は、恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は別表第1号表ノ3の第1款症とする。

(入居者の資格)

第2条の4 (略)

(請書)

第4条 (略)

(入居の承継の承認)

第10条 (略)

2 (略)

(異動届)

第11条 (略)

証能力の喪失その他の理由により連帯保証人を変更しようとするときは、様式第10号の2による連帯保証人変更届を知事に提出しなければならない。

2 前項の連帯保証人変更届には、様式第2号又は様式第2号の2による請書並びに変更後の連帯保証人が条例第9条第1項各号のいずれかに該当するものであることを証明する書類及び変更後の連帯保証人（個人である場合に限る。）の印鑑登録証明書を添付しなければならない。

（高額所得者でなくなった旨の確認）

第12条 （略）

（管理の特例に係る読替え）

第18条 条例第37条第1項の規定により、静岡県住宅供給公社又は市町に同項の管理を行わせる場合においては、第3条第2項の規定中「知事が別に定める日」とあるのは「静岡県住宅供給公社の理事長又は市町の長が別に定める日」と、「知事が必要と認める書類を知事に」とあるのは「静岡県住宅供給公社の理事長又は市町の長が必要と認める書類を静岡県住宅供給公社の理事長又は市町の長に」と、第8条、第9条第1項、第10条第1項及び第2項、第11条、第11条の2第1項、第12条第1項、第13条並びに第17条の規定中「知事」とあるのは「静岡県住宅供給公社の理事長又は市町の長」と読み替えるものとする。

別表第1 （略）

| 名 称 | 位 置 |
|-------|----------|
| （略） | |
| 鷺の宮住宅 | 浜松市東区大瀬町 |
| 遠州浜住宅 | 浜松市南区遠州浜 |
| 佐鳴湖住宅 | 浜松市中区佐鳴台 |
| 子安住宅 | 浜松市東区子安町 |
| 南平住宅 | 浜松市西区入野町 |

（高額所得者でなくなった旨の確認）

第12条 （略）

（管理の特例に係る読替え）

第18条 条例第37条第1項の規定により、静岡県住宅供給公社又は市町に同項の管理を行わせる場合においては、第3条第2項の規定中「知事が別に定める日」とあるのは「静岡県住宅供給公社の理事長又は市町の長が別に定める日」と、「知事が必要と認める書類を知事に」とあるのは「静岡県住宅供給公社の理事長又は市町の長が必要と認める書類を静岡県住宅供給公社の理事長又は市町の長に」と、第8条、第9条第1項、第10条第1項及び第2項、第11条、第12条第1項、第13条並びに第17条の規定中「知事」とあるのは「静岡県住宅供給公社の理事長又は市町の長」と読み替えるものとする。

別表第1 （略）

| 名 称 | 位 置 |
|-------|-----------|
| （略） | |
| 鷺の宮住宅 | 浜松市中央区大瀬町 |
| 遠州浜住宅 | 浜松市中央区遠州浜 |
| 佐鳴湖住宅 | 浜松市中央区佐鳴台 |
| 子安住宅 | 浜松市中央区子安町 |
| 南平住宅 | 浜松市中央区入野町 |

| | | | |
|---------------|-----------|---------------|------------|
| (略) | | (略) | |
| 上島住宅 | 浜松市中区上島 | 上島住宅 | 浜松市中央区上島 |
| 葵住宅 | 浜松市中区葵西 | 葵住宅 | 浜松市中央区葵西 |
| 芳川住宅 | 浜松市南区参野町 | 芳川住宅 | 浜松市中央区参野町 |
| 薬新住宅 | 浜松市東区薬新町 | 薬新住宅 | 浜松市中央区薬新町 |
| 浜北住宅 | 浜松市浜北区上島 | 浜北住宅 | 浜松市浜名区上島 |
| 天竜川住宅 | 浜松市東区天龍川町 | 天竜川住宅 | 浜松市中央区天龍川町 |
| 神田住宅 | 浜松市中区神田町 | 神田住宅 | 浜松市中央区神田町 |
| (略) | | (略) | |
| 佐鳴湖西住宅 | 浜松市西区神ヶ谷町 | 佐鳴湖西住宅 | 浜松市中央区神ヶ谷町 |
| 竜禅寺住宅 | 浜松市中区龍禅寺町 | 竜禅寺住宅 | 浜松市中央区龍禅寺町 |
| 早出住宅 | 浜松市中区早出町 | 早出住宅 | 浜松市中央区早出町 |
| ピースマイル | 浜松市中区曳馬 | ピースマイル | 浜松市中央区曳馬 |
| ラメゾンド ミュウ | 浜松市中区上島 | ラメゾンド ミュウ | 浜松市中央区上島 |
| エステート領家 | 浜松市中区領家 | エステート領家 | 浜松市中央区領家 |
| ソレアード曳馬 | 浜松市中区曳馬 | ソレアード曳馬 | 浜松市中央区曳馬 |
| エステート領家 II | 浜松市中区領家 | エステート領家 II | 浜松市中央区領家 |
| アビターレ都盛 | 浜松市南区都盛町 | アビターレ都盛 | 浜松市中央区都盛町 |
| ラ・モンテ成子 坂 | 浜松市中区成子町 | ラ・モンテ成子 坂 | 浜松市中央区成子町 |

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

様式第1号中「、アルファベット」を削り、「タイプ※」を「タイプ」に改め、「A B C D E F G H I J K」を削り、「子育て支援」を「子育て・新婚」に、「期限付き」を「2戸世帯」に、「昭和31年4月1日以前に生まれた者（1に該当する者を除く。）」を「60歳未満の者」に、「以内」を「未満」に改める。

様式第2号及び様式第2号の2中「入居者と連帯保証人は、」を「入居者は、」に、「入居者と連帯保証人は連帯してその一切の責任を負います」を「緊急連絡先の欄に記入されている者にその旨が通知されることについて了承します」に、

「

Ⓜ
(実印)

を

」

「

⑨
 (氏名を自署する場合は、押印は不要です。)

 に、
 」

| | | |
|-----------------------|---------------------------------------|---|
| 連 帯 保 証 人 | 住 所 (法人にあつては、その主たる事務所の所在地) | 電話番号 |
| | (フリガナ) 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) | ⑨ (個人の場合は実印) |
| | 入居者との関係 (該当する番号を○で 囲んでください。) | 1 親族 () 2 勤務先知人 3 元配偶者 4 友人、知人 5 その他 () |
| | 勤 務 先 (法人にあつては、記入不要) | |
| | 本 籍 (国 籍) (法人にあつては、記入不要) | |
| | 極 度 額 (法人にあつては、記入不要) | 円 (入居当初の家賃の12か月分) |

備考 連帯保証人が静岡県県営住宅条例第9条第1項各号のいずれかに該当するものであることを証明する書類並びに入居者及び連帯保証人(個人である場合に限る。)の印鑑登録証明書を添付してください。

を

| | | |
|-------|----------------------------------|--|
| 緊急連絡先 | 住所 (法人にあつては、その主たる事務所の所在地) | 電話番号 |
| | (フリガナ)氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) | |
| | 入居者との関係 (該当する番号を○で囲んでください。) | 1 親族 () 2 友人、知人 3 元配偶者 4 その他 () |
| | 住所 (法人にあつては、その主たる事務所の所在地) | 電話番号 |
| | (フリガナ)氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) | |
| | 入居者との関係 (該当する番号を○で囲んでください。) | 1 親族 () 2 友人、知人 3 元配偶者 4 その他 () |

備考 緊急連絡先の欄は、原則として、入居者の親族（同居者を除く。以下同じ。）、県内に居住する者及び利用している介護サービス事業者等のうち、入居者の親族を含む2者を記入してください。なお、緊急連絡先の欄に記入されている者に、本請書の写しを送付します。」

に改める。

様式第10号を次のように改める。

様式第10号 削除

様式第10号の2を削る。

様式第13号中「連帯保証人、」を削る。

附 則

- この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正は、令和6年1月1日から施行する。
- この規則の施行の際現に改正前の静岡県県営住宅条例施行規則の様式（以下「旧様式」という。）により提出されている申込書等は、改正後の静岡県県営住宅条例施行規則の相当する様式により提出された申込書等とみなす。
- この規則の施行の際現に旧様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。